

## これは日本語サンプルです

### 適用再販売サービス諸条件

#### (マネージド・プライベート・サーバー)

1. 一般事項 「マネージド・プライベート・サーバー」は、再販売者又はその顧客に提供されるサーバースペース及びソフトウェア・サービスによって構成されている。かかるサービスには、HTTP サービス、FTP サービス、SMTP サービス、POP サービス及び付属品を含むがこれらに限られない。
2. サーバー設置及びアップデート ベリオは最初に、使用するマネージド・プライベート・サーバーの設定を行う。再販売者の顧客は、マネージド・プライベート・サーバーが設定された後、マネージド・プライベート・サーバーの全てのコンテンツ及びバックアップを含むその管理につき単独で責任を負うこととなる。
3. 保守サービス ベリオは、マネージド・プライベート・サーバーの継続的な運営を管理するにあたって合理的に必要であるとベリオが判断する保守サービスを実施する。再販売者は、自己及び顧客に代わり、かかる保守のためにマネージド・プライベート・サーバーの不稼働時間が必要となる場合があることを認識する。ベリオは、保守のために必要な不稼働時間を予告するべく努めるものとするが、ベリオの制御範囲を超えた事情によって予告できない場合はこの限りではない。
4. アカウントの利用 再販売者は以下に示すような利用を行わず、また、その顧客にも(顧客との契約を通じて)利用させないよう取りはからう。(i) マネージド・プライベート・サーバーにおいて過度にCPU処理量を利用すること、または、(ii) 再販売者または当該顧客(または、当該顧客に代わる再販売者)が発注した月当たりのメガバイト数を超える帯域幅及びディスク使用量を利用すること。再販売者は、本方針に違反した場合の結果として、ベリオの単独の裁量による是正措置がほどこされる可能性があることを、自己として及び自己の顧客に代わり、認識する。かかる措置には、再販売者または本方針に従わない顧客に対するあらゆるサービスに関する追加料金の請求または接続の切断もしくは接続の停止が含まれる。ベリオが、いずれかの是正措置を講じることを選択する場合、再販売者及びその顧客のいずれも、かかる是正措置より前に支払った料金の返還を受ける権利を有さない。
5. ウェブサイト 再販売者は、以下の(a)から(d)の各号について単独で責任を負い、かつその顧客にも(顧客との契約を通じて)単独で責任を負わせるものとする。(a) 再販売者または当該顧客のウェブサイト及び製品並びにオンライン上または、再販売者もしくは当該顧客の製品上に表示される全てのコンテンツ及び資料の開発、運営及び保守(当該開発、運営及び保守には、次の(i)から(iii)の各号が限定的でなく含まれる。(i) ウェブサイト内に表示されるコンテンツ及び資料、または再販売者もしくは当該顧客の製品に関連するコンテンツ及び資料が正確であり適切であること、(ii) ウェブサイト内に表示されるコンテンツ及び資料、または再販売者もしくは当該顧客の製品に関連するコンテンツ及び資料が、いかなる第三者の権利にも違反せずこれを侵害しないよう取りはからうこと、(iii) ウェブサイト内に表示されるコンテンツ及び資料、または再販売者もしくは当該顧客の製品に関連するコンテンツ及び資料が、誹謗中傷的なもの、その他違法なものではないよう取りはからうこと。);(b) 輸送及び消費税の最終的計算及び適用;(c) 顧客の注文の受諾、処理及び保管、並びにこれらに起因する顧客の照会もしくは苦情の処理;および、(d)再販売者もしくは当該顧客がウェブ・サーバーソフトウェア経由で電子商取引を実施した結果入手した、顧客のクレジットカード番号及び関連する顧客情報のセキュリティ。

6. IPアドレスの所有権 ベリオは、ベリオが再販売者もしくはその顧客に割り当てるIP番号及びアドレスの全ての所有権を維持しかつ管理するものとし、また、ベリオは、その単独の裁量にて、かかるIP番号及びアドレス全てを変更し、又は削除する権利を留保する。

7. キャッシング 再販売者と顧客との契約には、以下の各号が含まれるものとする。(i) 各々の顧客が、ベリオが再販売者との契約に基づきホストする顧客のウェブサイトの全て(第三者が供給したコンテンツを含む)をキャッシュするライセンスを明示的にベリオに(直接に又は再販売者を經由して間接的に)付与すること。および、(ii) かかるキャッシングが再販売者の顧客の知的財産権もしくは第三者の知的財産権を侵害しない旨の明示的な合意。

## 8. 請求

(a) 新規の再販売者はすべて、(i) 署名済み再販売契約を提出し、かつ、(ii) 適用再販売サービス条項及び条件(マネージド・プライベート・サーバー)に電子的署名を行うことを要求される。さらに、再販売者は、サービス代金をクレジットカードで支払う場合は、請求書承認契約にも署名する必要がある。また、新規再販売者による新規注文はすべて、その前払金として、当初の返金されない設置費用及び最初の一ヶ月分のサービス料金を必要とする。新規再販売者による新規サービスの要請については、上述の署名済み契約及び必要な前払金の受領後、1 営業日以内の設定がありうる。

(b) 再販売者は、ベリオが提供するサービスの代金として、現行の価格表に基づき月決めのサービス料金をベリオに支払うことに同意する。サービス料金の請求は、月の初めに再販売者に対して行われ、支払は請求月の 20 日までに行われるものとする。再販売者の最初のサービス月については、第一月の間に再販売者が使用可能なアカウントを有していた日数に応じて按分計算される。サービス料金は、現行の価格表に従い、通知の上調整されることがある。

(c) サービス料金の支払はアメリカン・エクスプレス、マスターカード、ディスカバーまたはビザのクレジットカードにより行うことができる。ベリオは、請求書に記載されたベリオの事務所へ直接に送付される国際送金為替、送金為替、電信送金並びに法人及び個人の小切手も受け付ける。再販売者がクレジットカードで支払う場合、クレジットカードへの請求は当該月の 10 日頃に行われる。10 日頃に決済を行わないクレジットカードについては二回目の請求が当該 20 日頃になされる。再販売者が他の方法(送金為替、小切手等)で支払う場合、その支払は、当該月の 20 日までに、請求書に記載されたベリオの事務所に到着するものとする。支払は全て米国ドルで行われる。クレジットカード支払による紛争、戻り引落とし及び/又は不渡り小切手の場合はすべて、15ドルのサービス料金が課される。

(d) 請求書の日付の月の 20 日までに支払われない額は、支払期限を過ぎたものとみなされる。支払期限を過ぎたアカウントは、当社の裁量により無効化される場合がある。但し、再販売者は、アカウントが無効となる前に(提供された連絡先情報に基づき)通知を受け、予め決定された支払期間と未払金額を知らされる。ベリオのサービス要員がアカウントを無効とする度に、アカウントが再び有効になる前に、再販売者は 25ドルのサービス料金及びアカウントの未払額全額を支払わなければならない。

(e) 延滞しているアカウントについては、いつでも外部の回収機関に回すことができる。未払額の回収のために再販売者のアカウントが外部の回収機関に回された場合、再販売者は、10ドルの延滞金を請求される場合がある。請求または期限経過の件に関する質問については、ベリオのサービス要員に尋ねることができる。

(f) 再販売者は、その顧客から代金を回収する責任を負う。また、再販売者は、再販売者の月決め請求書の全額を、ベリオに直接支払う義務を負う。再販売者の顧客が再販売者への支払を延滞した場合、再販売者は、代金を受領するまでの間顧客のアカウントを無効にするよう請求することがで

きるが、再販売者は、一またはそれ以上の顧客のアカウントが無効になってもそれにかかわらず、月決めの請求書の全額を支払う義務を負う。再販売者がその顧客のアカウントのうち一件を解約するよう要求する場合であっても、最後の月のサービス料金については按分計算はなされず、月決め料金が適用される。

(g) アカウントの調整は、当該請求書の当初の日付後 60 日までは可能である。これに伴い、再販売者は、請求書の支払が行われた場合でも、その請求書について異議を唱える権利を失わない。支払が期限通り受領され、かつその後 (60 日以内に) 再販売者がベリオの側に善意の誤りがあることを発見してベリオにその誤りを知らせた場合、かかる誤りはその時点で修正することができる。但し、再販売者がその誤りについて責を負う場合 (例えば、ドメインネームのタイプミス)、再販売者は、誤りに関するクレジットを受け取るために、直ちに (しかしいかなる場合においても誤りから 3 日以内に)、当社のサービス部門に連絡する必要がある。ベリオは、60 日間の期間中またはその後に紛争の対象となった請求書につき調整した請求書を発行するか、または発行しない権利を保持する。

(h) 再販売者がベリオに対し、ある月の第 1 日より後に月決めサービスを注文した場合、ベリオは、かかる第一月のサービス料金については按分計算する。最初の月のサービス料金のみが按分計算の対象となる。その後の月決め料金はその月の全日について請求され、上述の通り、取消しがあった場合でも按分計算はなされない (かかる取消しがベリオのより低い別のサービスへの/からの変更に関連するものである場合も含まれる)。

(i) その日に注文されたサービスを確認するための日毎の請求書は、電子メールにより送付される。日毎の請求書、月決め請求書、クレジット明細書及び支払は、Reseller Backroom にある請求書情報のインターフェイスから、オンラインで見ることができる。

(j) アカウントの修正の要求、または変更もしくは請求書を必要とするものは、Reseller Backroom 経由で行われるかまたは、ベリオのサービス要員に依頼して行われるものとする。

(k) すべての再販売者は、自己のファイルについて個別にバックアップを取る責任を有する。ベリオは、最初の二段階はディスクにより、第三段階はテープによる三段階のバックアップを提供する。再販売者が、第一及び第二段階のバックアップにあるバックアップからファイルを回復させる必要がある場合、料金は請求されない。第三段階のバックアップまたはテープのバックアップからファイルを回復する場合は、1 ファイルにつき 100 ドルのサービス料が請求される。

## 9. サポート

(a) 再販売者は、一次サポートを顧客へ提供する。ベリオのサポート要員は常に再販売者によって利用可能であるが、ベリオのサポート要員は、再販売者の顧客と直接に作業をすることはできない。

(b) ベリオのサポート要員は主として、当社のサーバーを利用する間に発生する特定の問題を取り出すことにより再販売者 (及び、間接的にはその顧客) をサポートする責任を有する。但し、ベリオのサポート要員は、プログラムに特有の CGI スクリプトの要求 (デバッグングを含む) を実施すること、またはサーバー及び関連プログラムを、いかなる方法であれ、再販売者またはその顧客の要求にあわせてカスタマイズすること、には多くの時間を割くことはできず、また割くこともしない。

(c) ベリオのサポート要員は、当該サーバー環境における設置及び設定に関する限りにおいて発生する特定のプログラミングの問題のトラブル・シューティングを行う。但し、ベリオのサポート要員は、ベリオのウェブサイトでは文書化されていない第三者のベンダー製品に関しては、テクニカル・サポートを提供しない。再販売者またはその顧客がベリオのサーバーにおけるプログラムの設置もしくは運

用に固有のものではない第三者のアプリケーションに関する問題を抱えている場合、再販売者はその質問を、影響を受けたプログラムのベンダーに照会しなければならない。